

事務連絡
令和2年4月13日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

使用の制限等の要請の対象となる施設に係る留意事項等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号。以下「施行令」という。)第11条第1項各号に掲げる施設について、都道府県対策本部において適正な運用がなされるよう、下記のとおり留意すべき事項等を示す。

記

1 施行令第11条第1項各号に掲げる施設に該当するか否かの判断についての留意事項

同項各号に掲げる施設に該当するか否かの判断は、施設の名称や本来の用途にかかわらず、当該施設の業務内容や感染拡大の危険性を考慮して行うこと。

具体例1 展示場(同項第6号)関係

- 展示場とは、社会通念上、不特定多数の者に物品等を幅広く知らしめることを目的として物品等を陳列する施設が考えられ、専ら特定の物品等の販売を目的とする施設は必ずしも想定されない。一方、店舗とは、社会通念上、専ら特定の物品等を販売することを目的として物品等を陳列し、その場で販売し、又は商談を行う等の施設が該当すると考えられる。

- このため、例えば、住宅展示場については不特定多数の者に幅広く住宅の施工例等を示し、各種集客活動とあわせて展示場への来場を促すことで将来の購買の意欲喚起を図るものであるため、一般的には同項第6号の展示場に該当する。一方、住宅展示場全体でのイベントその他の集客活動が行われておらず、単に商談や住宅施工例の紹介の業務を行う住宅が個別に展示されているのみの住宅展示場については、店舗に該当する。
- 自動車販売を目的とする店舗(いわゆるカーディーラー)については、不特定多数の者に幅広く自動車を展示するものでなく単に商談、販売や自動車の紹介の業務が中心であるものは、店舗に該当する。

具体例2 主に遊興施設(同項第11号)関係

- 当該施設の本来の用途により使用すると感染拡大のおそれがあるものであっても、専ら発声又は人と人との会話が想定されない用途のために使用される場合には、施設使用制限等の対象とならない。

例 カラオケボックスについて、歌謡のための設備の使用を全て停止し、発声を伴わない楽器練習のみのために使用する場合やテレワーク用施設として使用する場合

2 床面積の判断となる建築物の範囲についての留意事項

(1) 建築物の床面積の判断に係る原則

施行令第11条第1項各号に該当する施設(以下「第11条施設」という。)の建築物の床面積で判断する(即ち、第11条施設が入っている建築物全体の床面積では判断しない。)

例 1,000㎡を超えるオフィスビルに入居している理髪店は、第11条施設に該当しない。

(2) 複数の第11条施設が入っている建築物

原則として当該複数の施設の建築物の床面積を合算しない。

ただし、百貨店、マーケットと同様の営業形態と考えられる施設(施設管理者が存在するショッピングモールなど)については、建築物の床面積を合算する。

例1 400㎡のボーリング場、300㎡のマーケット、200㎡の理髪店、200㎡の学習塾が入居する建築物については、第11条施設に該当しない。

例2 1,200㎡のマーケットと同じ建築物に入居する100㎡の貸衣装屋について

は、マーケットに対して法第45条に規定する措置が行われた場合でも同条の措置の対象とならない。

- (3) なお、店舗における生活必需品の売場について除外がなされている場合（施行令第11条第1項第7号）の取扱いは、「逐条解説 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年 新型インフルエンザ等対策研究会編集・中央法規出版株式会社）」166ページ記載のとおり（※）、除外がなされている売場も含めて床面積を算定する。施設について施設使用制限等の対象が「集会の用に供する部分に限る。」との限定がなされているホテル又は旅館（同項第8号）については、限定されていない部分も含めて床面積を算定する一方、施設使用制限等の対象は限定されている部分のみとする。

※ 「床面積（事務スペース等の売場面積以外も含む。）が全フロアで1200㎡、食料品フロアが300㎡の場合、食料品フロアを除いた床面積は900㎡となり、基準の1000㎡以下となるが、全フロアの床面積が対象となるため、この施設自体は施設使用制限の対象となる。ただし、この施設の食料品売場のみは施設使用制限の対象ではないため、食料品売場のみ開くことができる。」

(別紙)

特措法第 45 条第 2 項の対象施設(特措法施行令第 11 条)

- 一 学校(第三号に掲げるものを除く。)
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。)、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
- 八 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
- 九 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 十四 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

※下線は、1000 m²以下でも対象とした厚生労働省告示の対象施設